

製造所  
**1** 危険物貯蔵所設置許可申請書  
 取扱所

		<b>2</b>	令和〇〇年〇月〇〇日	
佐久広域連合 広域連合長 殿				
<b>3</b> 申請者				
住所 〇〇県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号 (電話 000-000-0000)				
氏名 〇〇工場株式会社 代表取締役社長 消防 太郎				
<b>4</b>	設置者	住所	〇〇県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号 電話 000 ( 000 ) 0000	
		氏名	〇〇工場株式会社 代表取締役社長 消防 太郎	
<b>5</b>	設置場所 〇〇県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号			
<b>6</b>	設置場所の地域別		防火地域別	用途地域別
			準防火地域	商業地域
<b>7</b>	製造所等の別		貯蔵所	貯蔵所又は取扱所の区分 <b>8</b> 地下タンク貯蔵所
<b>9</b>	危険物の類、品名（指定数量）、最大数量		第4類第2石油類(灯油) 6,000ℓ	指定数量の倍数 6倍
<b>10</b>	位置、構造及び設備の基準に係る区分 令第13条 第2項 (規則 第 条 第 項)			
<b>11</b>	位置、構造及び設備の概要 タンク室省略構造の地下タンク貯蔵所			
<b>12</b>	危険物の貯蔵又は取扱方法の概要 オイルポンプにてサービスタンクに送り、冷暖房機用の燃料とする。			
<b>13</b>	着工予定期日		許可後即日	完成予定期日 着工後〇〇日
<b>14</b>	その他必要な事項 タンクローリーからの受入れ			
※ 受付欄		※ 経過欄		※ 手数料欄
		許可年月日		
		許可番号		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 この設置許可申請書は、移送取扱所以外の製造所等に用いるものであること。
- 3 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 4 品名（指定数量）の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に（ ）内に該当する指定数量を記載すること。
- 5 位置、構造及び設備の基準に係る区分の欄には、適用を受けようとする危険物の規制に関する政令の条文を記入すること。危険物の規制に関する規則の適用条文の記載がさらに必要な場合は（ ）内に記載すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。

**[危険物製造所等設置許可申請書記入要領]**

- 1 申請に係る施設区分以外を二重線で抹消する。
- 2 申請日(申請提出日)を記入する。
- 3 「申請者」欄は、原則として危険物を設置しようとする者の住所、氏名を記入する。  
申請者が法人の場合は、その名称、代表者氏名、事務所の所在地及び電話番号を記入しする。申請手続きを代理人が行う場合は、委任状を添付する。
- 4 「設置者」欄は、申請者と同一者名を記入する。
- 5 「設置場所」欄は、危険物を設置する所在地を記入する。
- 6 「設置場所の地域別」欄は、都市計画区域を確認し、記入する。
- 7 「製造所等の別」欄は、製造所、貯蔵所又は取扱所の別を記入する。
- 8 「貯蔵所又は取扱所の区分」欄は、危政令第2条及び第3条に掲げる施設区分(同令第3条第2号イ及びロを含む。)を記入する。製造所の場合は、斜線により抹消する。
- 9 「危険物の類、品名、最大数量」欄は、次により記入する。
  - ア 法別表第1に掲げる類、品名を記入する。ただし、品名が多い場合は、別紙のとおりと記入し、一覧表等の書類を添付する。
  - イ 製造所(一般取扱所)にあつては、原料危険物、中間危険物及び製品危険物をすべて記入するとともに、危険物の類、品名、最大数量を算出した経過を示す説明書を添付する。
  - ウ 移動タンク貯蔵所は、移送する危険物が異なる場合、移送することが予定されるすべての危険物を記入する。
- 10 「位置、構造及び設備の基準に係る区分」欄は、当該製造所等に適用される位置、構造及び設備の基準に従い条項を記入する。
  - (例) ア タンク室省略構造の地下タンク貯蔵所の場合 令第13条第2項
  - イ 階層設置のボイラーの一般取扱所の場合 令第19条第2項(規則第28条の57第2項)
- 11 「位置、構造及び設備の概要」欄は、危険物施設の形態を簡記する。
  - ア タンク室省略構造の地下タンク貯蔵所
  - イ 屋内給油取扱所、懸垂式固定給油設備3基、専用地下タンク3基設置
- 12 「危険物の貯蔵又は取扱方法の概要」欄は、危険物施設の形態を簡記する。
  - (例) ア オイルポンプにてサービスタンクに送り、冷暖房機用の燃料とする。
  - イ ドラム缶に貯蔵し、〇〇工場にて取り扱う。
- 13 「着工予定期日」、「完成予定期日」欄は、「許可後即日」及び「着工後何日」等と記入する。
- 14 「その他必要な事項」欄は、次の事項を記入する。
  - ア 引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、その旨(「危険物の品名」欄に例えば「ガンリン」と記入されている場合など明らかな場合は除く。)
  - イ 屋外タンク貯蔵所又は地下タンク貯蔵所にあつては、危険物の受入種別(例えば、「タンカーからの

受け入れ、「製造施設から受け入れ」等と記入する。）

ウ 移動タンク貯蔵所にあつては、常置場所に空車で置く旨。